

香川県条例第31号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～3 略				1～3 略			
4 一般旅券発給申請手数料（ <u>5の項、7の項又は8の項に該当するものを除く。</u> ）	略			4 一般旅券発給申請手数料	略		
5 一般旅券（ <u>残存有効期間同一旅券に限る。</u> ）発給申請手数料（ <u>8の項に該当するものを除く。</u> ）		1件	2,000円				
6 一般旅券渡航先追加申請手数料	略			5 一般旅券渡航先追加申請手数料	略		
7 未交付失効後5年以内の一般旅券発給申請手数料（		1件	4,000円	6及び7 削除			

<u>8の項に該当するものを除く。)</u>			
8 <u>未交付失効後5年以内の一般旅券(残存有効期間同一旅券に限る。)</u> <u>発給申請手数料</u>		1件	<u>4,000円</u>
9～598 略			

備考
略

8 <u>一般旅券査証欄増補申請手数料</u>		1件	<u>500円</u>
9～598 略			

備考
略

附 則

- 1 この条例は、令和5年3月27日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた一般旅券の発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法（昭和26年法律第267号）第18条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合における改正後の別表第1 第2表 手数料の部7の項及び8の項の規定の適用については、これらの規定中「4,000円」とあるのは、「2,000円」とする。